

加入勧奨推進費の支給基準

1 概要

労働保険への加入促進を図るため、労働保険の未手続事業（労災保険及び雇用保険双方の保険関係が成立しているのにもかかわらず、一方の保険加入手続がなされていない事業を含む。）に対し、推進員が加入勧奨を行った場合及び保険関係を成立させた場合に、推進員に対し、加入勧奨推進費として調査説明費及び成功報酬費を支給する。

2 調査説明費の支給要件

(1) 支給対象

調査説明費は、本部組織が委任した推進員が、加入促進計画に基づいて割り当てられた労働保険の未手続事業に加入勧奨を行い、「労働保険加入勧奨状況報告書」を提出した場合に支給すること。

(2) 支給額

調査説明費は、1事業1回訪問当たり1,200円（消費税別）とすること。

ただし、調査説明費の支給対象となる訪問回数は、1事業当たり2回を限度とすること。

3 成功報酬費の支給要件

(1) 成功報酬費は、推進員が加入勧奨を行った結果、未手続事業が労働保険に加入した場合に支給する。その際、雇用保険の保険関係を成立させた場合には、雇用保険の適正な手続が行われたことを確認した上で支給すること。

ただし、地方事務所から労働局に移管された事業については支給しないこと。

(2) 支給額

成功報酬費の支給額は、保険関係成立1件当たり9,000円（消費税別）（雇用保険の手続を伴わない保険関係を成立させた場合には1件当たり5,000円（消費税別））とすること。

4 支給手続

(1) 支給申請

地方事務所は、推進員から提出された「加入勧奨状況報告書」（事業主等が行った「保険関係成立届」の写しを（雇用保険の保険関係を成立させた場合には「雇用保険適用事業所設置届事業主控」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）」も併せて）添付）の内容を精査し、月毎に取りまとめて、本部組織に翌月の7日までに報告すること。

(2) 振込

本部は、上記(1)の支給申請について、内容を確認した上で適正であることが認められた場合に、支給対象推進員の指定金融機関の口座に支給額を振り込むこと。